

令和2年7月2日
政策・総務・財政委員会
配付資料
財政局

市第6号議案 横浜市市税条例の一部改正

申告・納付等に関する期限の延長規定を整備するため、横浜市市税条例を改正します。

税目・改正項目	改正案の内容						
全ての税目 申告・納付等 に関する期 限の延長規 定の整備	<p>○ 申告・納付等に関する期限の延長規定の整備 [市税条例第18条] 地方税法又は横浜市市税条例に定める申告・納付等について、災害等によりその行為をすることができない場合、納税者等からの申請により、その期限を延長することができます。 現行の規定では、申告・納付等の期限から90日以内を限度として延長することができますが、新型コロナウイルス感染症の影響によるものなど、申告・納付等をすることができない理由が相当の期間にわたって継続する場合にも対応するため、その理由がやんだ日から90日以内の期限の延長ができるよう改正します。</p> <p><参考>改正のイメージ</p> <p>【現 行】</p> <p>【改正案】</p> <p>〔新型コロナウイルス感染症の影響により申告・納付等をできない理由（例）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 納税者の方が感染症に感染した場合 ○ 経理担当部署の社員の方の感染などにより当該部署を相当の期間、閉鎖しなければならなくなつた場合 ○ 感染拡大防止のための在宅勤務等により通常の業務体制が維持できない場合 など、申告・納付等の行為をすることができないと認められる場合に期限の延長が可能です。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">現 行</th> <th style="text-align: center;">改 正 案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"> <input type="radio"/> <u>申告・納付等の期限から90日以内</u> (特別徴収義務者については、30日以内) の延長 </td> <td style="text-align: center;"> <input type="radio"/> <u>申告・納付等をすることができない理由のやんだ日から90日以内の延長</u> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">【適用】条例の施行の日以後に申請があつたものから適用</td> </tr> </tbody> </table>	現 行	改 正 案	<input type="radio"/> <u>申告・納付等の期限から90日以内</u> (特別徴収義務者については、30日以内) の延長	<input type="radio"/> <u>申告・納付等をすることができない理由のやんだ日から90日以内の延長</u>	【適用】条例の施行の日以後に申請があつたものから適用	
現 行	改 正 案						
<input type="radio"/> <u>申告・納付等の期限から90日以内</u> (特別徴収義務者については、30日以内) の延長	<input type="radio"/> <u>申告・納付等をすることができない理由のやんだ日から90日以内の延長</u>						
【適用】条例の施行の日以後に申請があつたものから適用							